

第 5 1 号議案

桶川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例

桶川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7
年桶川市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正
後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前			改正後		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	重度心身障害者手当支給事務に関する情報であって規則で定めるもの	1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	重度心身障害者手当支給事務に関する情報であって規則で定めるもの
略			略		
4 市長	重度心身障害者医療費支給事務であって規則で定めるもの	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下	4 市長	重度心身障害者医療費支給事務であって規則で定めるもの	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下

	同じ。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、障害者関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは<u>進学準備給付金</u>の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの		同じ。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、障害者関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは<u>進学・就職準備給付金</u>の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
--	---	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年8月30日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

生活保護法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。